

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区障がい者就労促進事業業務委託	No.5200266
工（納）期	令和８年３月３１日	
契約締結日	令和７年４月１日	
契約金額	推定総額 7, 6 8 7, 6 8 0 円（消費税込み）	

契約相手方	特定非営利活動法人 荒川区心身障害者事業団 (法人番号：2011505000812)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複合（単価・総価）契約

業者選定理由書

件 名	荒川区障がい者就労促進事業業務委託
指定業者 (案)	名 称 特定非営利活動法人 荒川区心身障害者事業団 所在地 荒川区町屋三丁目30番4号101 代表者 理事長 佐藤 泰祥
指定理由	本件は、障がい者の就労を促進するための就労訓練、雇用者側との調整、障がい者の職場定着支援等の実施について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 上記法人は、荒川区において障がい者の一般就労と福祉的就労の間である中間的な就労の場の確保に取り組むために設立された、区内唯一の法人である。 本事業を平成21年度から受託している他、東京しごと財団とハローワークが連携して実施している障がい者委託訓練、雇用主に対する支援、職場定着支援等、様々な障がい者就労支援事業の受託実績があることから、豊富なノウハウを有している。 ② 主管課において令和6年度の履行状況の評価を行っているが、指導実績のある指導員を配置のうえ、受講者の障がいの状況に合わせた実効性の高い支援を実施しており、本庁舎清掃業務における職場定着支援では対象者の安定した就労継続を支援できている等、履行状況は良好であるため今後も着実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)